

表

表					
令和 年 月 日 知事殿		免税軽油使用者の住所又は 事務所若しくは事業所所在地			
		免税軽油使用者の 氏名又は名称			
		業 種			
		免税軽油使用者証の番号		道 府 県 第 号	
		この報告に回答する係 及び氏名並びに電話番号		(電話)	
免税軽油の引取り等に係る報告書					
報告対象期間		令和 年 月 日から令和 年 月 日まで			
免税軽油の引取りに関する 事実及びその数量 (引取りの事実 有・無)		免税軽油の引渡しを 行った販売業者の事 務所又は事業所所在 地及び氏名又は名称		免税軽油の引取りに際して販売業者に 提出した免税証に関する事項	
引取年月日	引取数量(ア)		種 類	枚数	免税証の記号及び番号
	リットル		リットル券		～
〔 〕	〔 〕	〔 〕			～
					～
					～
					～
〔 〕	〔 〕	〔 〕			～
					～
					～
					～
〔 〕	〔 〕	〔 〕			～
					～
					～
					～
〔 〕	〔 〕	〔 〕			～
					～
					～
					～
〔 〕	〔 〕	〔 〕			～
					～
					～
					～
報告対象期間の初日の前日における免税軽油の保有数量 (イ)				リットル	
報告対象期間に引取りを行った免税軽油の数量の合計 (ウ)				リットル	
報告対象期間に使用した免税軽油の数量の合計 (エ)				リットル	
報告対象期間に法附則第12条の2の7第5項に規定する譲渡を行った免税軽油の数量の合計 (A)				リットル	
報告対象期間に法附則第12条の2の7第6項に規定する譲渡を行った免税軽油の数量の合計 (B)				リットル	
報告対象期間に法附則第12条の2の7第7項に規定する譲渡を行った免税軽油の数量の合計 (C)				リットル	
報告対象期間における滅失等による免税軽油の欠減量 (オ)				リットル	
報告対象期間の末日における免税軽油の保有数量 (イ)+(ウ)-(エ)-(A)-(B)-(C)-(オ) (カ)				リットル	

その数量(使用の事実 有・無) 免税軽油の使用に関する事実及び	機械、車両又は設備名(番号)	左記の機械、車両又は設備の使用地	免税軽油の使用数量 (キ)	稼働日数	稼働時間
	No.		リットル	日	時間
	No.				
	No.				
	No.				
	No.				
合 計					
法附則第12条の2の7第5項に規定する譲渡に関する事実及びその数量 (譲渡の事実 有・無) (D)		リットル			
法附則第12条の2の7第6項に規定する譲渡に関する事実及びその数量 (譲渡の事実 有・無)	譲渡した数量(E)		譲渡年月日	譲渡先の名称	
	リットル				
合 計					
法附則第12条の2の7第7項に規定する譲渡に関する事実及びその数量 (譲渡の事実 有・無)	譲渡した数量(F)		譲渡年月日	譲渡先の名称	
	リットル				
合 計					
報告対象期間の末日における免税証の保有状況	種 類	枚 数	種 類	枚 数	
	リットル券	枚	リットル券	枚	

第16号の30の2様式記載要領

- 1 この報告書は、免税軽油使用者証の交付を受けた者が地方税法(以下「法」という。)附則第12条の2の7第5項から第7項までに規定する譲渡を行い、法第144条の27第1項の規定により報告書を提出する場合に使用し、法附則第12条の2の7第5項から第7項までに規定する譲渡を行った翌月末日までに(法第144条の27第2項の規定により異なる提出期限が定められている場合には、当該期限までに)、当該免税軽油使用者証を交付した道府県知事に1通提出すること。
- 2 法第144条の21第2項後段の規定により二人以上の者が代表者を定めて免税軽油使用者証の交付を受けた場合には、それぞれの免税軽油使用者ごとに報告書を作成すること。
- 3 「免税軽油の引取りに関する事実及びその数量」欄中の「引取年月日」欄には免税軽油の現実の納入を受けた年月日を記載すること。なお、免税証の提出日が免税軽油の納入を受けた日と異なる場合は当該提出日を括弧内に記載すること。
- 4 「免税軽油の引渡しを行った販売業者の事務所又は事業所所在地及び氏名又は名称」欄には、免税軽油使用者が実際に免税軽油の引取りを行った販売業者の事務所又は事業所所在地及び氏名又は名称を記載すること。なお、免税証に記載された販売業者と異なる販売業者から免税軽油の引取りを行った場合には当該免税証に記載された販売業者の事務所又は事業所所在地及び氏名又は名称を括弧内に記載すること。
- 5 「報告対象期間内の初日の前日における免税軽油の保有数量(イ)」欄の数量は、前回提出した免税軽油の引取り等に係る報告書の「報告対象期間の末日における免税軽油の保有数量(カ)」欄の数量と一致するものであること。
- 6 「報告対象期間に引取りを行った免税軽油の数量の合計(ウ)」欄には、「免税軽油の引取りに関する事実及びその数量」欄中「引取数量(ア)」欄の合計数量を記載すること。
- 7 「報告対象期間に使用した免税軽油の数量の合計(エ)」欄の数量は、「免税軽油の使用に関する事実及びその数量」欄中「免税軽油の使用数量(キ)」の「合計」欄の数量と一致するものであること。
- 8 「報告対象期間に法附則第12条の2の7第5項に規定する譲渡を行った免税軽油の数量の合計(A)」欄の数量は、「法附則第12条の2の7第5項に規定する譲渡に関する事実及びその数量(D)」欄の数量と一致するものであること。
- 9 「報告対象期間に法附則第12条の2の7第6項に規定する譲渡を行った免税軽油の数量の合計(B)」欄の数量は、「法附則第12条の2の7第6項に規定する譲渡に関する事実及びその数量」欄中「譲渡した数量(E)」の「合計」欄の数量と一致するものであること。
- 10 報告対象期間に法附則第12条の2の7第7項に規定する譲渡を行った免税軽油の数量の合計(C)」欄の数量は、「法附則第12条の2の7第7項に規定する譲渡に関する事実及びその数量」欄中「譲渡した数量(F)」の「合計」欄の数量と一致するものであること。
- 11 「免税軽油の使用に関する事実及びその数量」欄中「機械、車両又は設備名(番号)」欄には、免税軽油使用者証に記載された機械、車両又は設備名の番号のみを記載すること。
- 12 「免税軽油の使用に関する事実及びその数量」欄中「免税軽油の使用数量(キ)」欄には、機械、車両又は設備に装着された計量器等によって把握される実際の軽油の使用数量(消費数量)を記載すること。ただし、使用数量の把握が困難な場合にあっては、当該機械、車両又は設備への給油数量をもってその使用数量として差し支えないものであること。
- 13 「法附則第12条の2の7第6項に規定する譲渡に関する事実及びその数量」欄中「譲渡先の名称」欄には、譲渡を行った相手方の締約国の軍隊の名称を記載すること。
- 14 「報告対象期間の末日における免税証の保有状況」欄には、報告対象期間の末日において有する免税証の種類及び枚数を記載すること。
- 15 この報告書には、免税軽油の引取日、引取数量及び当該免税軽油の引渡しを行った販売業者の氏名又は名称を証するに足りる書類、法附則第12条の2の7第6項又は第7項に規定する譲渡を行った数量及び当該譲渡を行った相手方の締約国の軍隊(第7項の場合にあっては自衛隊)の名称を証するに足りる書類並びに道府県知事が特に必要と認める書類を必ず添付すること。

備考

「免税軽油の引取りに関する事実及びその数量」、「免税軽油の引渡しを行った販売業者の事務所又は事業所所在地及び氏名又は名称」、「免税軽油の引取りに際して販売業者に提出した免税証に関する事項」、「免税軽油の使用に関する事実及びその数量」、「法附則第12条の2の7第6項に規定する譲渡に関する事実及びその数量」及び「法附則第12条の2の7第7項に規定する譲渡に関する事実及びその数量」の欄は必要に応じ別葉として増やすことができる。